

国立大学法人埼玉大学における研究費不正使用防止基本方針

令和4年2月17日

学 長 裁 定

大学における様々な研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として成り立っています。研究の実施に供される研究費の大部分は貴重な税金を原資としていることから、その不正使用は社会からの信頼等に反する行為であり、その管理については大学の責任において適正に行われなければなりません。

本学では、研究費の不正使用を未然に防止するため、また、全ての構成員の不正使用防止に向けた意識の徹底と浸透を図るため、次のとおり研究費不正使用防止に関する基本方針を定めます。

1. 責任体制の明確化・周知

不正使用防止対策に関する役割、責任体系を明確化し、学内外へ公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

以下の取組を推進することによって、研究費の不正使用を誘発する要因を除去し、不正抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

(1) 事務処理手続きに関するルール of 明確化・統一化

(2) 職務権限の明確化

(3) コンプライアンス教育及び啓発活動を通じ、役職員等の意識の向上と浸透を図る

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備と運用の透明化

3. 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

研究費の不正使用を発生させる要因に対応した実効性のある不正使用防止計画を策定し、着実に実施する。

4. 研究費の適切な運営・管理活動

適切な予算執行を行うことができるよう、実効性あるチェックが効くシステムを構築する。

5. 情報発信・共有化の推進

研究費の不正使用防止に係る取組やルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築し、学内外に発信する。

6. 実効性のあるモニタリング体制の整備・実施

研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、大学全体の視点から実効性あるモニタリング体制を整備する。